

2025 年度入学試験問題 出題趣旨（刑事訴訟法）

小問 1 は、共謀共同正犯の訴因の特定・明示について問うものである。刑事訴訟法 256 条 3 項との関係で、訴因が特定・明示されているか否かを、同条項の趣旨を踏まえた上で検討する必要がある。

本事例では、B の供述により共謀の意思連絡がなされた日時・場所を特定しうるところ、共謀の日時・場所等が記載されていない点、氏名不詳者という記載がなされている点等を事案に即して検討することが期待される。

小問 2 は、起訴前勾留と起訴後勾留の異同を整理して説明することを通じて、勾留制度の基本的な構造の理解を確認するものである。手続の基本的な構造と条文を意識して学修しているか否かを問うものである。相違点として、起訴後勾留では逮捕前置主義を採用していない点、釈放手段として保釈が認められている点、接見指定をなしえない点、受訴裁判所が職権で勾留を行う点、勾留の期間の長さなどを挙げることができる。これらの相違点を挙げてそれぞれ説明することが期待される。